

○第 1 条関係

青森市議会議員及び青森市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の
 公営に関する条例（平成十七年青森市条例第十三号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 略</p> <p>(選挙運動用自動車の公営)</p> <p>第二条 青森市議会議員及び青森市長の選挙においては、候補者は、第六条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第九十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により 市 に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>第三条 略</p> <p>(公費の支払)</p> <p>第四条 市 は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払う。</p>	<p>第一条 略</p> <p>(選挙運動用自動車の公営)</p> <p>第二条 青森市議会議員及び青森市長の選挙においては、候補者は、第六条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第九十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により 青森市 に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>第三条 略</p> <p>(公費の支払)</p> <p>第四条 青森市 は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払う。</p>

改正後	改正前
<p>一 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により二台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>六万四千五百円</u>を超える場合には、<u>六万四千五百円</u>）の合計金額</p> <p>二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により二台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>一万六千円</u>を超える場合には、<u>一万六千円</u>）の合計金額</p> <p>ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運</p>	<p>一 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により二台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>五万五千五百円</u>を超える場合には、<u>五万五千五百円</u>）の合計金額</p> <p>二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により二台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>一万三千三百九十円</u>を超える場合には、<u>一万三千三百九十円</u>）の合計金額</p> <p>ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運</p>

改正後	改正前
<p>動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千七百円）に当該候補者につき法第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第百条第四項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第五項の規定による告示の日。第六条において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ハ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において二人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が一万二千五百円を超える場合には、一万二千五百円）の合計金額</p>	<p>動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千二百円）に当該候補者につき法第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第百条第四項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第五項の規定による告示の日。第六条において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ハ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において二人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が一万円を超える場合には、一万円）の合計金額</p>

改正後	改正前
<p>第五条 略</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第六条 第二条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、六万四千五百円に、その者につき法第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。</p> <p>第七条 略</p>	<p>第五条 略</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第六条 第二条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、五万五千五百円に、その者につき法第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。</p> <p>第七条 略</p>

○第 2 条関係

青森市議会議員及び青森市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の
公営に関する条例（平成十七年青森市条例第十四号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 略</p> <p>(選挙運動用ポスターの公営)</p> <p>第二条 青森市議会議員及び青森市長の選挙においては、候補者は、第五条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第九十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>第三条 略</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第四条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>三十円七十三銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数から五百を減じて得た数を乗じて得た金額に<u>六十万九千六百九十円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、そ</p>	<p>第一条 略</p> <p>(選挙運動用ポスターの公営)</p> <p>第二条 青森市議会議員及び青森市長の選挙においては、候補者は、第五条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第九十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により青森市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>第三条 略</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第四条 青森市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>二十三円六十九銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数から五百を減じて得た数を乗じて得た金額に<u>二十六万七千八百円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、そ</p>

改正後	改正前
<p>の端数は、一円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に支払う。</p> <p>第五条・第六条 略</p>	<p>の端数は、一円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に支払う。</p> <p>第五条・第六条 略</p>

○第 3 条関係

青森市議会議員及び青森市長の選挙におけるビラの作成の
公営に関する条例（平成二十年青森市条例第五十八号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第三条 略</p> <p>（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第四条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が八円三十八銭を超える場合には、八円三十八銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第百四十二条第一項第六号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>（公費負担の限度額）</p> <p>第五条 第二条の規定によるビラの作成の公費負担の限度額は、候補者一人について、八円三十八銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第百四十二条第一項第六号に定める枚数を超える場合</p>	<p>第一条～第三条 略</p> <p>（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第四条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が七円五十一銭を超える場合には、七円五十一銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第百四十二条第一項第六号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>（公費負担の限度額）</p> <p>第五条 第二条の規定によるビラの作成の公費負担の限度額は、候補者一人について、七円五十一銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第百四十二条第一項第六号に定める枚数を超える場合</p>

改正後	改正前
には、同号に定める枚数) を乗じて得た額とする。 第六条 略	には、同号に定める枚数) を乗じて得た額とする。 第六条 略